

実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和7年4月22日

IFCAA 2026 NAGOYA 実行委員会

委員長 伊藤 一義

1 業務の概要

(1) 業務名

I F C A A 2 0 2 6 N A G O Y A 運營業務委託

(2) 業務内容

別添「業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

(4) 契約上限金額

50,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、令和7年度に契約金額40%、令和8年度に契約金額60%を支払うものとする。

(5) スケジュール

ア 実施公告	令和7年4月22日(火)
イ 参加意向書提出期間	令和7年4月28日(月)17時30分まで
ウ 説明会	令和7年5月8日(木)または令和7年5月9日(金)
エ 質問期間	令和7年5月12日(月)8時45分から 令和7年5月19日(月)17時30分まで
オ 質問回答期限	令和7年5月23日(金)17時30分
カ 企画提案書等提出期間	令和7年5月26日(月)8時45分から 令和7年6月4日(水)17時30分まで
キ 第1次審査の結果	令和7年6月5日(木)まで
ク 第2次審査の案内	令和7年6月5日(木)まで

ケ	第2次審査(ヒアリング)	令和7年6月19日(木)午後
コ	審査結果の通知	令和7年6月下旬予定
サ	契約協議	令和7年6月下旬予定
シ	契約締結	令和7年6月末予定
ス	結果の公表	令和7年7月中旬予定

2 参加資格

本公募に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人若しくはその他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 令和7年度及び8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。又は、当該競争入札参加資格を有していない者で、令和7年6月4日（水）17時00分までに資格審査の申請を行い、本公募に係る契約締結の日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（3）に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、（3）に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40

号)によって設立された事業協同組合等(以下「組合」という。)と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとしなない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。

- (7) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市競争入札参加資格を有しない者にあつては、本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (8) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置(以下「排除措置」という。)の期間がない者であること。
- (9) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3 参加手続

- (1) 契約に関する事務を担当する部署及び問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

IFCAA 2026 NAGOYA実行委員会事務局

(名古屋市消防局総務部総務課内)

電話 052-972-3501

FAX 052-972-4195

メールアドレス 00ifcaa@fd.city.nagoya.lg.jp

- (2) 参加意向書の提出

本公募を実施するにあたり、参加意向書(様式1)の提出を条件とする。

ア 提出期限

令和7年4月28日（月）17時30分まで

イ 提出方法

持参又は郵送、電子メールによる

(3) 実施説明書、仕様書等に対する説明会

なお、参加については参加意向書を提出した事業者に限り、開催日については、5月8日（木）、5月9日（金）のうちいずれかの日とする。

実施日時は、両日13:00～17:30のうち参加意向書提出順とし、実施時間を各参加意向書提出事業者に別途連絡する。

実施場所は、名古屋市役所とする。

企画提案書等を提出しようとする事業者は説明会に必ず参加とし、本説明会に不参加の提案者の企画提案書等は無効とする。

(4) 質問回答

実施公告及び仕様書等に対し質問しようとする者は、質問票（様式 2）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

ア 受付場所

(1)に同じ

イ 質問期間

令和7年5月12日（月）8時45分から令和7年5月19日（月）17時30分まで

ウ 回答期限

令和7年5月23日（金）17時30分

エ 留意事項

(ア) 質問に対する回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、説明会に参加したすべての事業者に対して電子メールにて送付する。

(イ) 質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等がある場合においても、説明会に参加したすべての事業者に対して電子メールにて送付する。

(ウ) 上記(ア)に加え、質問者に対しては、個別に電子メールにより回答する。

(5) 企画提案書等の提出期間等

ア 提出場所

(1) に同じ

イ 提出期間

令和7年5月26日（月）8時45分から令和7年6月4日（水）17時30分まで（持参により提出する場合は、名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という）を除く。）

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）

全ての提出書類は、同一の方法により、かつ、同時に提出すること。

エ 提出書類の取扱い

(ア) 提出された企画提案書等は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(ウ) 次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

a 参加資格を有しない者が提出した企画提案書等

b 記入事項を判読できない企画提案書等

c 虚偽の事項が記載された企画提案書等

d 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等

e 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した企画提案書等

f 上記イの提出期間内に提出されなかった企画提案書等

g その他本公告等に定める条件に違反した企画提案書等

(エ) 上記イの提出期間経過後は、提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、IFCAA 2026 NAGOYA 実行委員会から指示があった場合を除く。

(オ) 企画提案書等の提出後、IFCAA 2026 NAGOYA 実行委員会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた企画提案書等と同様に取り扱う。

(カ) 企画提案書の著作権は提案者に帰属することとする。ただし、当該

企画提案書は名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、IFCAA 2026 NAGOYA 実行委員会は企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

- (キ) 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は提案者が負う。

4 提出書類及び作成に当たっての注意事項

(1) 提出書類

ア 企画提案書

- (ア) 表紙（様式 3）
- (イ) 業務実施体制（様式 4）
- (ウ) 業務の実施方針及び手法（様式 5）
- (エ) 業務実績（様式 6）

イ 見積書

- (ア) 見積書（様式 7）
- (イ) 見積金額内訳書

(2) 作成に当たっての注意事項

ア 企画提案書

- (ア) 正本（1部）及び副本（10部）の合計11部を作成すること。
- (イ) 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）を添付すること。
- (ウ) 副本には事業者名が特定できるような表示や表現を記載しないこと。
- (エ) 提案者 1者につき 1提案に限ること。

イ 見積書

見積書及び積算内訳書は封筒に入れて封印し、1部提出すること。なお、封筒の表面に提案者の商号又は名称を記載すること。

5 審査及び契約候補者の選定方法

提出された企画提案書等について、次のとおり審査を実施する。

なお、企画提案書の評価は、「IFCAA 2026 NAGOYA 運営事業者選定委員」が行う。

(1) 審査の実施

ア 第 1次審査（書面審査）

(ア) 提出された参加意向書により、参加資格の有無について確認する。

(イ) 第 1次審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、説明会に参加した者に対し、下記イの第 2次審査を行う。

(ウ) 第 1次審査の結果及び第 2次審査の案内については、令和7年6月5日（木）までに書面又は電子メール（以下「書面等」という。）にて通知する。

イ 第 2次審査（ヒアリング）

(ア) 日程

令和7年6月19日（木）午後

なお、詳細については対象者に別途連絡する。

(イ) 第 2次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するものであるため、当該審査においては提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料及び機材等を使用しないこと。

(ウ) 別添の評価基準に従い審査を実施する。

(エ) ヒアリング実施順は、企画提案書等の提出順とする。

(オ) 本審査への出席者は3人以内（うち 1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とすること。

(カ) ヒアリング時間は提案者 1者あたり30分程度（説明20分、質疑10分程度）を予定している。

ウ 提案者の能力及び提案内容に係る評価基準

別添「評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、契約候補者となることができる最低基準点以上の点数を得た提案者のうち最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。なお、契約候補者が、契約締結の日までの間に、参加資格を有しないこととなった場合も同様とするが、契約締結の日までの間に有効期間の満了を理由として名古屋市競争入札参加資格を有しないこととなった者については、この限りでない。

ウ 提案者が 1 者のみであった場合でも本公募は成立するものとする。

エ 本公告に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面等により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のとおり無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期限の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面等で行う。

6 審査結果の通知及び結果の公表

- (1) 審査結果は、企画提案書等を提出した全ての提案者に対して通知する。
- (2) 全ての提案者の順位及び評価点数を含む審査結果は、電子メールにて通知する。

7 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

- (1) 受付場所
3(1) に同じ
- (2) 受付時間

9時00分から17時00分まで

(3) 書面の提出方法

持参

(4) 説明に対する回答

説明に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面等で行う。なお、書面等にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

有

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 本公募に参加を希望する者で、2(3)に掲げる名古屋市競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を6月4日

（水）17時00分までに次の場所（提出先）に提出し、契約締結の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本公募に参加を希望している旨を明示すること。

（提出先）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市財政局契約部契約監理課

（名古屋市役所西庁舎11階）

電話 052-972-2321

- (5) 企画提案書等の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) 本公募の提案者がIFCAA 2026 NAGOYA 実行委員会から受領した書類は、IFCAA 2026 NAGOYA 実行委員会の承諾なく公表又は使用してはならない。
- (7) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式は自由）により届け出ること。
- (8) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (9) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上とIFCAA 2026 NAGOYA 実行委員会が認める場合はこの限りではない。
- (10) 契約内容の履行にあたっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (11) この契約において、談合その他の不正行為によりIFCAA 2026 NAGOYA 実行委員会が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- (12) 談合情報が寄せられた場合は、本公募を中止することがある。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る委託者の解除権)

第1条 IFCAA2026NAGOYA実行委員会(以下「委託者」という。)は、(注)請負人(以下「受託者」という。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、委託者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受託者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、受託者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など委託者に金銭的損害が生じない行為として、受託者がこれを証明し、そのことを委託者が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委託者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、委託者は、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(注) 工事請負契約及び業務委託契約については、「請負人」、売買契約については、「売渡人」、賃貸借契約については、「賃貸人」、売払い契約については、「買受人」とする。